

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省26-3-4)

施策名	3-4 貿易管理	担当部局名	貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課	政策評価実施予定時期	平成27年8月
施策の概要	○大量破壊兵器等の不拡散、野生動植物の保護などを進めるべく、厳格な貿易審査等を実施する。 ○国内の各業界や海外諸国からの規制に対するニーズを迅速・的確に把握し、国連安保理決議や国際条約等との整合性や法規制の在り方等を考慮しつつ、適正な貿易管理体制を構築し、我が国経済の健全な発展に寄与する。			政策体系上の位置付け	3 対外経済
達成すべき目標	○適正な貿易管理体制の下で、厳格な審査や検査を実施することで適切な輸出入管理を行い、国内外の状況に応じて制度の見直し等を図る。さらに、我が国の貿易管理体制について国内外の関係者に対して効果的な普及啓発等を行い、国際的に円滑な貿易管理の構築に貢献する。			目標設定の考え方・根拠	国家安全保障戦略(平成25年12月17日 国家安全保障会議・閣議決定) 外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について(平成25年4月5日閣議決定) 世界最先端 IT 国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)
施策の予算額(執行額) (百万円)	24年度 443 (351)	25年度 428 (389)	26年度 445	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	国家安全保障戦略(平成25年12月17日 国家安全保障会議・閣議決定) 外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について(平成25年4月5日閣議決定) 世界最先端 IT 国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)

【測定指標】

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
1 外為法・貿易管理体制の企画・構築状況	貿易管理の合理化・透明化に資する外為法・貿易管理体制の構築	26年度	○貿易管理政策の目的は、適正な貿易管理体制を構築することで、自由貿易に対して必要最小限の管理・調整を行い、対外取引の正常な発展、我が国または国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって我が国経済・社会及び国際社会双方の健全な発展を実現することにある。 ○そのためには、国際輸出管理レジーム、国連制裁、条約等をふまえ、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)に基づき適切な貿易管理を制度設計と審査の両面から行うことが不可欠である。そのため、主に制度設計という観点から1を、主に審査という観点から2を測定指標として選定した。 ○また、原産地証明に係るEPA交渉への対応及び国内制度整備・運用を的確に行うこと等も貿易管理政策上、重要である。そのため、3を選定した。
2 外為法に基づく貿易審査状況	外為法に基づく貿易審査等の着実な執行	26年度	
3 原産地証明制度等の企画・構築・執行状況	輸出貿易の健全な発展に寄与する原産地証明制度の構築・執行	26年度	

【参考指標】

測定指標	基準値		見込み	年度ごとの実績値								参考指標の選定理由及び設定の根拠
	基準年度	年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
1 海外における輸出管理セミナー開催件数	—	—	—	—	3	5	3	4	3	4	—	当該セミナーは、アジア諸国全般における輸出管理に対する意識の向上を目的としたものであり、その開催実績件数は、定量的に示せる値であるため、参考指標として選定。
2 安全保障貿易管理説明会受講者数	—	—	—	—	11,631	15,611	14,023	14,207	14,235	11,671	—	当該説明会は、安全保障貿易管理制度の普及啓発を目的として実施しているものであり、それに参加した人数は、定量的に示せる値であるため、参考指標として選定。
3 輸出管理内部規程(CP)届出企業数	—	—	—	—	1,447	1,467	1,430	1,445	1,463	1,450	—	輸出管理内部規程は、企業が安全保障貿易関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐことを目的として自主的に策定するものであり、その届出件数は、定量的に示せる値であるため、参考指標として選定。

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成26年 行政事業 レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度					
1 安全保障貿易管理対策事業	185 (170)	181 (177)	181	平成16年度	-	一般競争入札(総合評価方式)により、懸念国における大量破壊兵器等の開発動向、迂回調達動向、主要国等の防衛産業動向、我が国の審査体制・制度見直し等に関する調査・分析(安全保障情報調査)を行うとともに、アジア各国・地域に対し安全保障に係る貿易管理制度の普及・啓発のためのセミナーの開催等(安全保障貿易普及啓発事業)を民間企業等に委託して行う。	-	0166
2 貿易救済措置関連調査事業	54 (26)	46 (43)	46	平成20年度	-	貿易救済措置の調査開始及び課税の可否を決定するにあたって必要な事項を判断するため、①EU、米国等、貿易救済措置を頻繁に行う国の関税賦課決定の内容及び調査過程の詳細、②調査手法のWTO協定整合性が争点となっている事案についてのWTO紛争解決機関の判断等について幅広く情報収集を行い体系的に整理を行う。 また、新興国における生産能力の上昇により今後対日ダンピング輸出の増加が見込まれる等の5年の間の状況の変化を踏まえ、他国の判例、調査実務等について分析を行う。	-	0167